

事務連絡
令和7年4月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長

ポリオウイルスの取扱いに関する指針及び
ポリオウイルスに対する緊急時対応計画の策定について（周知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）については、昭和63年5月の世界保健総会における決議に基づき、世界保健機関（以下「WHO」という。）による世界ポリオ根絶イニシアティブ（Global Polio Eradication Initiative：GPEI）において、ポリオ根絶に向けた最終的な取組として、「ポリオ根絶戦略2022-2026（Polio Eradication Strategy 2022-2026）」を進めており、2026年までに全ての型のポリオウイルスを封じ込めることが目標とされています。

本戦略において「ポリオウイルス封じ込めのための世界的行動計画（WHO Global Action Plan：GAP）」（最新版は令和4年7月公開のGAPIV。以下「GAPIV」という。）が定められており、野生株ポリオウイルスの型特異的根絶と封じ込めを行うとともに、経口ポリオワクチン予防接種停止後は、ポリオウイルス再出現を防止することが求められています。

今般、ポリオウイルス排除国においても、環境水サーベイランスや急性弛緩性麻痺（Acute flaccid paralysis：AFP）サーベイランスから主に2型の伝播型ワクチン由来ポリオウイルス（cVDPV）が検出されており、海外からの感染者を介したポリオウイルスの流入やポリオウイルス基幹施設（Poliovirus-essential facility：PEF）（以下「PEF」という。）におけるポリオウイルスのばく露事例等が確認されています。

我が国においては、野生株ポリオウイルスによる症例は1980年を最後に、現在まで新たな患者の発生は確認されていませんが、海外からのポリオウイルスの流入や、PEFからのポリオウイルス漏出及びばく露者の発生等の際に、迅速に対処することができる体制の構築が求められています。

こうした現状を踏まえ、我が国においてもポリオ根絶に向けた取組を推進するために、国及び国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security：JIHS）、

地方公共団体、PEF 及び医療機関等が GAPIV に沿った適切な対応をとれるよう「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」（別紙 1）、「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」（別紙 2）及び「「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」及び「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」の概要」（別紙 3）を作成し、平時及び緊急時における具体的な対応について示しました。

管内における PEF の有無に関わらず、地域におけるポリオウイルスの封じ込めを推進することが求められているところ、貴職におかれましては、別紙 1 から別紙 3 までを参考に、ポリオの発生やポリオウイルスの伝播が確認された場合に備え、保健所、市町村、医療機関等の関係機関及び貴管内に PEF がある場合は当該 PEF と連携し、必要な対応について協議を行っていただくようお願いいたします。

なお、PEF が所在する自治体には、管内に当該 PEF があることを厚生労働省から別途伝達している旨、申し添えます。

【問い合わせ先】

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

E-mail : SARSOPC@mhlw.go.jp

メールの件名に「ポリオについて」と記載して送付願います。

○別紙

1. 「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」
2. 「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」
3. 「ポリオウイルスの取扱いに関する指針」及び「ポリオウイルスに対する緊急時対応計画」の概要